

【勤務地：東京都千代田区】

内閣官房内閣広報室職員選考採用

職務の内容 及び待遇等	<p>1. 職務内容 内閣官房内閣広報室の職務のうち、以下の業務を担当する係長級職員として採用します。採用後は、国家公務員採用一般職試験合格者相当として任用されます。</p> <p>【内閣官房内閣広報室 公務記録写真撮影・編集・データ管理等業務】 内閣官房内閣広報室では、内閣総理大臣等の公務記録を作成・管理するとともに、これらを首相官邸ホームページ（官邸HP）等に掲載し、政府の取組に係る国民の理解が深まるよう、取り組んでいます。 今般採用する職員には、内閣広報重点方針等を踏まえ、上司の指示に従い、以下のとおり、この公務記録のための写真撮影、編集及びデータ管理業務等を担っていただく予定です。</p> <p>(1) 内閣総理大臣等の公務に係る写真撮影、編集 ※写真のプリント加工・配布業務、外交行事に係る相手国カウンターパートとの英語による調整業務、官邸HP等掲載用写真の提供等を含む。</p> <p>(2) (1) の写真データに係る管理 ※重要な記録を適切に後世に残すため、関係法令、サイバーセキュリティ・システム製品関連の知見を踏まえた適切かつ安定的な運用に向けた対応の検討を含む。</p> <p>(3) その他上記に付随する業務 ※予算要求・予算執行、各種資料の作成・幹部説明、各種照会・依頼への対応を含む。</p> <p>(4) 留意点 ・災害・危機管理事案対応、国内・海外出張への対応等のため、早朝夜間や休日の対応があり得ます。</p> <p>2. 待遇等</p> <p>(1) 常勤の国家公務員として採用します。</p> <p>(2) 採用時の俸給月額（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等に基づき、採用後の職務内容に応じ、職務経歴等を勘案して決定されます。</p> <p>(3) 職員の実情に応じて、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。</p> <p>(4) 勤務時間は、原則1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日、年末12月29日～年始1月3日は休みとなります。</p> <p>(5) 休暇は、年20日の年次休暇（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定され、20日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。</p>
求める人材	<p>(1) 写真映像撮影関連技術・画像処理に関する体系的かつ最新の専門的知識を有し、カメラマン・レタッチャー・オペレーター等の実務経験（あわせて4年以上又はそれと同等と認められる能力）を有する者。</p> <p>(2) 室内、関係部署の職員や運営委託業者、報道関係者など多様な関係者と信頼関係を構築し、円滑なコミュニケーションがとれる者。</p>

【勤務地：東京都千代田区】

	(3) 望ましい条件として、写真・映像に関する国家資格又は公的資格（国家資格ではないが公的機関が認定する資格）を有する者、日常会話程度の英語力を有する者、報道機関、営業写真館、その他商業写真分野での実務経験がある者、国又は地方公共団体等における広報業務の実務経験がある者は、選考において評価・加点要素とします。
採用予定人数	1名
採用予定時期	令和8年4月1日（水）
応募資格	<p>1 大学卒業又は同等以上の学歴を有すること。</p> <p>2 当該採用予定時期に勤務が可能な者。</p> <p>3 上記「求める人材」(1)に記載された実務経験を有すること。</p> <p>4 次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。</p> <p>(1) 日本国籍を有しない者</p> <p>(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</p> <p>(6) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）</p>
選考方法	<p>一次選考：書類審査、二次選考：面接</p> <p>※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみに、二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。</p>
応募受付期間	<p>(郵送の場合) 令和8年2月18日（水）必着</p> <p>(電子メールの場合) 令和8年2月18日（水）12:00受信分まで有効</p>
問い合わせ先	<p>(問合せフォームアドレス)</p> <p>https://forms.office.com/r/LddCsZY3MG</p> <p>※採用に関するお問い合わせは、上記問合せフォームにてお受けします。氏名、連絡先（電子メールアドレス）、項目名（選考採用「内閣広報室」と記載）、質問事項を問合せフォームに記載ください。受領後、担当者よりご連絡します。（電話によるお問い合わせはお受けしかねますので、ご遠慮願います。）</p>

【勤務地：東京都千代田区】

応募要領	<p>1. 応募方法 下記提出書類を担当あてに郵送(応募締切日必着)又は電子メールで送信(応募締切日 12:00 受信分まで有効)してください。郵送の場合、封筒の表面に朱書きで『選考採用「内閣広報室」応募書類在中』と明記し、電子メールの場合、メールの件名は、『選考採用「内閣広報室」応募書類』としてください。(応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。)</p> <p>2. 提出書類 一次選考（書類審査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴書（市販の用紙で可）※写真貼付 ・論文（テーマ「SNSによる情報発信における写真・映像表現のリテラシー」（A4 縦、横書、2500～4000 字程度） <p>※趣旨：近年、政府機関においても、SNS を活用した多様な情報発信が行われております。その発信においても、写真・映像表現が果たす役割は益々重要になっております。他方、SNS 上の情報には、偽・誤情報も存在するため、情報の信頼性の確保は、喫緊の課題とされています。そこで、情報を発信する側、受け取る側の双方にとって、必要なリテラシー確保に向け、どのように取り組んでいくべきかについて、既に現在、政府が取り組んでいる施策についても触れつつ、考察してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品（六切 1枚または jpg 形式、長辺 2600pix、ファイルサイズ 2 MB 以下） <ul style="list-style-type: none"> ・必ず応募者本人が直近 1 年以内に撮影したもの ・人物写真が望ましいがその限りではない ・作品タイトル、使用機材を明記すること ・カラー、モノクロ問わず ・組み写真の場合 3 枚以内 ・志望理由をまとめたもの（A4 縦、横書） ・これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4 縦、横書） (注) 専門知識、経験に関する資料、修学・資格に関する証明書類は、写しをご提出ください。 <p>3. 提出先 (郵送の場合) 〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣官房内閣広報室 総務担当 (電子メールの場合) g.naihou.soumu.s3m アットマーク cas.go.jp (アットマークは@に置き換えて下さい。)</p> <p>※履歴書、論文、職務経歴書のファイル名は、「履歴書（氏名）」、「論文（氏名）」、「職務経歴書（氏名）」とし、ファイル形式はワード、エクセル又は PDF のいずれかとします。</p>
備考	<p>1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職する必要があります。（休職は不可）</p> <p>2. 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。</p> <p>3. 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することになりますので、あらかじめカードの取得手続きをお願いします。</p>